

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 日本共産党、8番、大淵紀夫議員、登壇を願います。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、日本共産党、大淵紀夫です。私は町長に2項目質問をいたします。

1項目めは、介護保険制度について伺います。国会で介護保険法が可決されたのは1997年、2000年4月から施行されましたが、当時の国民の8割が導入を支持し、介護地獄と呼ばれた家族介護負担を解消するという理念に多くの国民が期待をいたしました。ところが、介護保険は20年たち、社会保障費の削減が拡大し、矛盾が大きくなったのが現状です。

(1)、制度導入後20年経ったが、町として制度をどう検証しているか。

(2)、制度発足当初と現在の違いは。

(3)、現状での問題点とその対応は。

(4)、介護労働者の労働状況、人材問題の捉え方と今後の考え方は。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「介護保険制度」についてのご質問であります。

1点目の「制度導入後20年の検証」についてであります。制度施行より20年が経過し、介護は家族がするものから社会全体で支え合うといった意識が多くの町民の方に浸透してきているものと捉えております。しかしながら、家族介護が大きな役割を果たしているのが現実であり、介護離職や老老介護など社会問題化しております。また、介護給付費の増大に伴い、高齢者の負担も増加しており、介護サービス費の自己負担が所得に応じ1割から2、3割となる制度改正が行なわれたほか、介護保険料も上昇しております。国ではこれらの課題に対応すべく、適宜制度の見直しを行ってきましたが、根本的な解決には至っていないものと考えております。

2点目の「制度発足当初と現在の違い」についてであります。介護保険発足当初の平成12年度の65歳以上人口は4,948人、高齢化率は22.17パーセントでありましたが、令和2年12月末の状況では高齢者人口7,468人、高齢化率45.67パーセントと高齢化が著しく進展しております。また、要支援・要介護認定者も平成12年度では619人であったのが令和2年度では1,485人と大きく増加しております。こうした状況に伴い、介護給付費も増大しており、平成12年度の7億9,800万円が令和元年実績では20億5,300万円となっております。

3点目の「現状での問題点とその対応」についてであります。現状における問題点は、介護給付費の増大による介護保険料の上昇と捉えております。介護保険制度当初の第1期の保険料は、標準月額で2,984円であったものが第8期では6,004円と大きく上昇しております。今後も被保険者数の減少が想定されることから、被保険者一人当たりの負担が増加するため、保険料の上昇は避けられない状況となっております。町としては、介護保険事業会計の財政運営を勘案しながら、介護保険事業基金を活用し、保険料の軽減を図ってまいります。

4点目の「介護労働者の労働状況、人材問題の捉え方と今後の考え方」についてであります。少子高齢化の進展により、介護サービス従事者の不足は深刻な状況にあると認識しております。

第8期介護保険事業計画策定に向けて介護サービス事業所にヒアリングした際にも、人材不足が共通の懸案事項としてあげられております。国としても人材不足の解消に向け、平成24年度から介護職員処遇改善に取り組んでおり、「平成30年度の介護労働実態調査」によれば離職率の改善につながっているとの調査結果もでております。しかしながら、まだまだ人材不足の解消とはなっていないことから、町としても介護職員を希望する方のキャリアアップを支援し、定着を図るため、介護職員初任者研修の受講料への助成を引き続き行うほか、他市町村の先進的取組を調査し、人材確保の方策を検討してまいります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。町長の答弁にありましたが、60歳以上の人数は分かりました。要介護認定者数の20年間の変化、それからサービス事業者数の変化、施設利用者数の変化、この3つ。サービス事業者数と施設利用者数をお尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） サービスの事業所ということによろしいでしょうか。事業所数は、現在は15事業所ございます。施設、それからケアプランをつくる居宅支援事業所ですか、そういった部分でいえば15ございます。介護保険が始まった12年当時はもっと少なかったと、ちょっと正確な数字はあれですけども、数的には少なかったと。それが平成18年に地域密着型、認知症のグループホームとかが制度によって創設されたりとかしておりますので、そういった部分ではサービス提供のサービス事業所数としては多くなってきているということになります。

それから、施設の利用者数になりますが、これは実際に平成12年当時はいわゆる介護保険の施設は3施設と言われまして、特別養護老人ホーム、それから老人保健施設、それから介護療養型の施設がございました。その入所者数としては、年度累計でいきますと1,785人という数字になってございますが、それが年々増えておりまして、それから平成30年度からは介護医療院という、介護の療養型を介護医療院に転換するという国の大きな施策があったものですから、今は介護4施設となっておりますが、そちらのほうでいきますとずっと年度を追うごとに増えておりまして、令和元年の数字になりますが、3,705人ということで、やはり大きく施設入所者の方の数は増えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この20年間の中で多くの制度改定がされてきましたけれども、ここにも書かれてはいるのですけれども、主な変化と国の方向性の変化が大きく変わったと私は理解しているのだけれども、その主立ったもの、どういう変化があったかということを押さえていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 国の介護保険に対するいろいろな議論と社会保障の審議会等の議論をいろいろ見ていきますと、改定自体もかなり12年から改定のほうをずっとされてお

りまして、実際には令和2年度を含めると11回の改定、細かい改定も入れてですが、11回ほど報酬の改定等を行っています。それは制度を改正するというのもございますが、一番大きいのはやはり介護給付費の増大、社会保障費、医療も含めてにはなるかと思いますが、介護給付費が増大してきているというところから、なるべくそこを抑制したいという国の考え方があってそういった改定等が行われてきた。それから介護人材の不足というのがございます。これについては、労働別の賃金といいますか、それから見ても介護に従事されている方の賃金が高業種に比べて低いというところがあって、報酬等でその介護従事者の方への処遇改善を行っているというところの中で報酬改定が行われてきているというところが大きく国の流れとしてはあるのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。要介護と要支援の認定者数は619から1,485に増えたということなのですが、数字でもうちょっと聞きたいのですが、全国、全道、胆振管内は結構なのですが、全国、全道の流れと、それと白老町の認定率の変化、これ全部やったら物すごく時間がかかるから、主立った何点かでもいいですから、変化の大きいところだけで結構ですから、全国的な認定率と全道的な認定率と白老町の認定率の違いがどんなふうに見られているか、簡単に結構ですからお示してください。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 被保険者の方の中の介護の認定率ということでお話しさせていただきます。

それで、まず平成12年度、制度が始まった当初です。白老町の介護の要支援、当時は要支援というのは1、2と分かれておりませんで、要支援ということで認定率がございましたが、こちらが1.75%でした。それで、要介護のほうが10.89%ということで、全体としては12.64%ということになります。それで、全国と比較して、その当時の比較になりますが、要支援が1.43で要介護が9.97、全体として11.40ということになりますので、こちらのほうでいうとちょっと高いと。認定率はほかの全道とか他の市町村の比較が当時のものが今資料としてございませんので、全国の比較でいきますと少し高い認定率になってございました。それが現状、いろいろ変遷はしておりますが、どんどん、どんどん認定率というのは上がってきているというのは、これは全道、全国、それから他市町村も同じ状況になります。それで、現在直近の数字でいきますと、令和2年の12月末現在でいきますと要支援の認定率、こちらが6.88%、それから白老町でいきますと要介護の認定率が13.38%、全体としては認定率合計が20.26%ということになってございます。ということは、やはり白老町としては認定率はどんどん年々高くなってきているということになります。

それで、全道は比較としては18.68%、こちらは要支援が5.26で要介護が13.42ということで、今の状況でいうと白老町が高い状況は変わっていないというところでは。それで、全道でいきますと、こちらは要支援が6.61%、それから要介護が13.70%ということで、全体で20.31%ということで、ほぼ全道平均。全国平均よりは高いけれども、全道的にはほぼほぼ一緒というこ

とです。それから近隣ということで苫小牧市と比較すると、苫小牧市は認定率が17.89%、やはり低い数字です。ほかのまちを見て登別市も17%台、それから厚真町が18%ということで、あまり20%を超えているところはなくて、豊浦町が20%を超えておりますので、近隣から見るとちょっと高い。全道も20%を超えていますけれども、この管内でいけば高いほうに当たるかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何でこんなことを聞くかということ、認定率が低いから悪いとか、高いからいいということではないのです。低くてもきちんと高齢者の健康管理がされていれば低いわけです。元気な高齢者が多いところは低い。実際には低いところがたくさんありますから。ですから、そういうことでいえば今後の問題としては、認定率が高いということは駄目だという意味ではなくて、高齢者が健康でないと言い方を変えればなるのではないかと思うのだけれども、そこら辺の見解はどうですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 1号被保険者、65歳以上の方における認定率が高いということは、それだけ介護を必要とされる方が多いということは介護予防の必要性というのは当然出てくるかなと思います。65歳以上ということで今考えています。75歳を超えてくると認定率というのはどんどん高くなっていく傾向にありますので、一概にまちの状況で、より高齢化が進んでいて本町のように75歳以上の方が多いところと比較的65歳以上、いわゆる1号被保険者の中でも若い方が多いまちだとまた認定率が変わってきますので、一概にうちの場合認定率が高いので、介護を要する方が多い、その分健康的ではないという、そういった必要とされる方が多いというわけではないとは思いますが、年齢構成とかにもよると思いますが、やはり介護予防の必要性というのは実際にこの認定率からいうとほぼ全道平均ですので、そこは今後の課題と捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もう一つだけ、数字は細かくなくて結構ですから、答弁の中にもありましたけれども、保険料の変遷なのです。最初と最後の部分の国と町の数字は答弁がありましたから、それを除いた例えば中間ぐらいの部分と道との比較で考えたときに今回8期目で6,004円ですけれども、中間を含めて道と、それから近隣の状況と比べたら介護保険料はどういう状況ですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護保険料の基準額の推移でございますが、答弁にもございましたが、1期の保険料というのは標準月額で2,984円ということになりましたが、こちらについては実際に北海道平均が3,147円ということで、全道平均よりも低い数字ということでございました。全国では2,911円ということで、全国よりは高いということが第1期でございました。それで、第2期以降についても、第2期が3,200円ということで、こちらも全道平均が3,424円

ということで、全道平均よりも低い数字、それから全国が3,293円ということで、傾向としては全道、全国よりも低いということです。この当時は低かったということになりますそれが3期ぐらいからどんどん保険料が上がっていきまして、第3期の保険料は3,650円であります。こちらは、全道平均が3,703円ということですので、これもまだ低い状況です。それから、全国が4,090円ということで、この当時もまだ全道、全国よりも低い状況でした。それが第5期になりますが、こちらが4,778円になります。それが全道平均が4,358円ということで、ここで逆転をしております。全道平均よりも高い状況が続いて、全国は4,972円ですので、全国よりは低い状況でしたが、これが6期が5,450円ですが、白老町においてです。ただ、全道は5,000円を切って4,896円ということで、やはり全道よりも高い状況が5期以降続いております。7期においても白老町の5,719円に対して全国が5,291円ということで、これも全道より低い。今回8期も6,004円ということですが、全道の平均はまだ出てございませんが、もしかすると全道平均よりは高い数字になる可能性があるかと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。全体としての動きとして見れば、やっぱり白老町は認定率も高いし、保険料も高いという状況が見られると。ここら辺の分析がこれから必要になるでしょうし、原因も究明していかなくてはいけないと、こうなると思うのですけれども、こうばかりやっているわけにいきませんから、20年間の介護保険のあらましが大体今の状況で分かりました。国の方向も当初の考え方、現実的には理念と違って大きな変化が起きてきているという状況ですよね。当然その方針で、基本的には白老町の介護行政はそういう形の中で対応し、実行していくということになります。今回の質問ではあまり細かいことは聞きません。大まかに介護保険制度が全国、全道、白老町としてどんな状況にあって、今後何をしなければいけないかというあたりのところを基本的に今回は聞きたいと思っていますから、そういう視点で聞きますので、大きな答弁でいいですから。

そういうことであると、3年間の移行期間後に総合支援事業が導入されて、実際に総合事業に移行しました。そのことによるまちの介護行政の変化、要するに要介護1、2を要支援に、国の方向としてはなるべくしなさいというような、すごく平たく言うとそういうことですから、そういう中で白老町の介護行政の変化、要介護から要支援に移行した、分かれば数だとか、指導形態だとか、被保険者の反応、そして必要な介護の確保状況なんかを大まかで結構ですから、町の動きとして答弁願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） ご質問があった総合事業のお話になります。こちらについては、平成29年に移行ということで、今まで介護予防の方がもともとは介護給付の中で見えていたところを移して、介護予防の訪問介護と、それから通所の分を介護予防の分を移してきたというのが総合事業。移行したという形になって、それが介護予防生活支援サービスになります。これは今までの要支援の方が結局市町村に移って、その市町村で基準だとか、そういったものを決められるということになります。それで、現実的にはこの部分に関していえば、給付費的

にも変わっておりません。介護予防で今まで見ていた。介護予防の訪問介護で受けていた給付の部分、それから介護予防の通所介護で見ていた部分が総合事業に移ったからといって、利用者の方のサービスが減ったとかということはありません。当然要支援者の方は増えて、先ほど答弁させていただいていますけれども、認定者の方は増えていますので、要支援者も増えていますので、サービスの全体の給付は当然年数を見るとどんどん増えてはきておりますが、実際に総合事業になったからといってそこでの影響というのはないと町としては見ております。

逆に言うと、こちらの総合事業の中で訪問型サービスB、Dというものが新しくできまして、その中で訪問型サービスBというのは住民主体の生活支援ということで、実際には町内のNPOの方たちがそういったサービス、具体的にはお困り事に対応していただいているというところもございますし、それから訪問型サービスDにおいては移動支援サービスというのがあって、車の移動困難な方に対しての対応もしていただいているということもございますので、全体としては介護予防の部分については変わっておりませんし、逆にサービスが柔軟なサービスの対応をすることができているというのが今の現状になります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、介護費用の変化、認定率が増えて対象者が増えればもちろん増えるわけだから、そういうことを除いた場合に、影響が大きく出ているとか、町民の皆さん、この対象者の人たちがいる意味不利益をこうむっているとか、そういうことはないという認識でいいですね。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話があったとおり、直接的に被保険者の方が影響を受けているということはないと捉えおります。もともとの総合事業に移ったときの国の考え方としては、やはり給付費が増大して、それを抑制するために総合事業に先ほど言いました訪問介護と通所介護の分を移したということで、そこで移したことによって、上限額というか、キャップをはめられるというのがあります。それで、ずっと青天井でいくことにならないように抑制するための制度だと認識しておりますが、特別今うちのまちでその影響を受けて利用者の方がお困りになっているだとか、サービスの抑制がされているだとかということはないと捉えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。それはとってもいいことだと思いますし、現実的に北海道の小さな町村ではAとかBとかはやっていないで、今までどおりやっているというところが結構あるのですよ、現実的には。だから町民の皆さんはほとんどそういう影響を受けないという状況がかなりの町村で散見されるのです。ですから、問題は国の言っている要介護1、2を要支援にして総合事業で町村に丸投げするというような、そういうことで、それを町村がどう取捨選択し、そしてその中で町民に影響を与えないような介護システムつくるかということ

ころが今の段階ではとって大切な部分だと思うので、基本的には私が今言ったような認識でいいということですね。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話があった要介護の1、2、いわゆる介護の介護度の低い方たち、1、2の方が総合事業に移るとするのは議論が今あって、それが今まだ実際にはそうはなっておりません。それから平成29年からなったというのは、要支援の方たちが総合事業に移行されてきたということになりますので、そういう議論が今あって、国の中では要介護1、2の方もというところはあるんですが、それはもしそういう制度になれば、国の制度がそうなれば、そういった被保険者の方に影響がないような形で本町としても事業の組立て、先ほど私があえてB、Dのお話をさせていただいたのは、本町はそういった部分では、先ほど大淵議員もおっしゃられたとおり、そういった担い手の方たちがNPOをつくっていただいているということで、利用者の方たちにとって、被保険者の方たちにとって利便性が図られているという部分があって、非常にそこは本町としても介護保険制度の隙間を埋めていただいているという部分で非常に大きな部分だと捉えていますので、そういった部分も含めつつ、今度もしそういう制度がさらにまた変わるようであれば、そこに対応できるような形にしていきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。本当に私もそう思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

それで、介護報酬の改定がたしか今回で7度目ぐらいだと思うのだけれども、これが実際には、もちろんできたときはずっと上がって、そして下がっていくと。そのことによって、先ほども問題点の答弁の中にあつたように、介護職に就く人が減っていくという状況が現実的にありますよね。ですから、例えば2012年の処遇改善交付金ですか、これももちろん上がったのですよ、たくさん。このときに3%ぐらいたしか上がったと思うのだけれども、そういうことが行われたのは一度だけで、あと全体としては下がっていると。そうすると、事業所の運営が非常にきつくなる。そのことが働いている人たちに影響が来ると、こういう仕組みになるのではないかと思うのだけれども、介護報酬の改定についてどう見えていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 介護報酬の改定でございますが、やはり根本には介護給付費全体の増大ということがあって、そこを抑制するというところは国の考えとしてはあると認識しております。ただ、実際には介護給付費をずっと改定を横並びで見えていきますと、下がっている部分もございますし、全体としては上がっているというところがございます。ただ、大淵議員おっしゃるとおり、これは上がっていても例えば介護の従事者の方に対する処遇の部分での改定率のアップ、それから国としては加算というところを、何か施設においても人員配置で有資格者を例えばそこに配置するだとか、そういった国の基準以上のことをやって加算を取るといようなことを進めてきている部分がございます。ですから、ちょっと言い方としては

適切ではないのかもしれませんが、やるところの事業所とそうではないところの差をつけていくと。ですから、報酬自体としては全体としては上がっているけれども、その加算の部分を手厚くしていったところは国の考え方としてあるかと思しますので、そういう事業所としてはなかなか厳しい状況、例えば人材の処遇改善に回さなければいけない、それから加算ということでそういう体制も整えなければいけないということで、やはり介護保険の事業所、普通に経営されているところにおいてはそういっただんだん報酬が減ってきているという感は否めないかなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 今言われたとおりだと思うのです。現実的には事業所が改善されているかといったら、私はされていっていないと思うのです。ですから、そういう中で今保険者機能交付金、これは今回の予算でも319万1,000円ですか、令和3年度でも。それから介護保険保険者努力支援交付金ですか、これも前年度からこの間の補正で皆増されて、今年が380万円ぐらいつくのだけれども。この2つの交付金の内容、それから果たす役割、具体的にその交付を受けるためには町民への影響がないのか。こういうことというのは、言葉で言うと交付金ですごくいいのだけれども、制度を町民のためにならないようにたくさんしたほうが交付金が配付されるというような面もないとは言えない私は思うのです。ですから、こういうことは、国民健康保険もそうなのだけれども、早い話が要するにペナルティーの親方みたいやり方なのです。ですから、この内容がどうなっているのかということで、簡単に結構ですから、述べてみてください。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今お話があった保険者機能の強化推進交付金と、それから介護保険保険者努力支援交付金と、この2本の交付金がございます。こちらについては、国民健康保険の保険者努力支援制度と基本的には仕組みとしては同じような仕組みになってございます。市町村とか都道府県が様々な取組を実際行っているものをその達成状況を評価し、客観的な指標を設定した中で点数化すると。それを点数化して、やっているところに対しては財政的なインセンティブを与えるという国の考え方で、実際にはまず保険者機能強化の推進交付金については、PDCAの実施状況ですとか、あと人材確保、それから介護給付費の適正化などをやっているかどうかというところを、いわゆる保険者機能の強化をしている取組についてそういった指標で評価をして、全体としては200億円を全国に配分していくと。それから、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、同じく200億円を、こちらは介護予防とか健康づくりの取組に対して市町村もしくは都道府県でこういった取組をしているかというところを評価して点数化して配分するというところになってございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。要するにそれは表面的に言ったらそうなるから、いい制度だなと、こうなるわけなのだけれども、国が狙っているのは、もちろん予防だとか、そ

ういうことはやらなければ駄目です。それは指示するし。そのことによって町側が努力をして、それに対する交付金を渡すということは私は何もおかしなことではないと思う。ただ、問題は、そのことによって介護保険が受けづらくなる。また、対象者が狭められる。それから、介護度が上がらない。上がればいいという意味ではなくて、実態に合った形です。そういうことに職員の皆さんは多分ならないと思うのだけれども、そういう作用が起こるといことがこの交付金においては非常に危険性があるなど感じているのだけれども、そういうことで町民に影響があるような形には白老町の場合はなっていないという理解でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） お話しした2つの交付金の考え方の中には、介護予防、今町民課のほうで後期高齢の関係と、あと健康福祉課と私ども高齢者介護課のほうでやっております介護予防と保健事業の一体化の実施の部分も、実際にそこも評価の対象になってございますし、あと実際の結果がどうなったか、認定率が下がっているとかというところも評価の、そういう取組においてというところはあるかと思えます。ただ、それは強制的に認定というのが下がるわけでは、恣意的に認定率というのは下がるものではございません。しっかりとした介護認定審査会ですとか、認定調査、主治医意見書というものを複合した中で認定のほうを出していきます。それが介護予防をやった結果、介護度の下がるような結果につながれば、それは利用者の方にとっても好ましいことだと捉えておりますので、そういった部分ではこの制度自体が直接的に白老町の被保険者の方に対して影響を与えるものではないと現状では捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何でこんなことを聞くかといったら、実際に国の方針どおりにやっていくことは正しいことだと公務員の皆さん方は思うわけです。ですから、それが例えば本当に町民のためにならないことでも国がやれと言ったらやらなくてはいけない場合もあります。それは事実あるわけです。だけれども、介護の問題というのは市町村の職員が一番状況を知っていてやっているわけですよ、認定を含めて。ですから、そこで一つの、今は白老町はそんなことは全然ないと私は思っています。もちろん思っています。ただ、そういう危険性がある中身も実際にあるし、そういう市もないわけではないというのは、これは報道もされています。ですから、そういう点でいえば、課長が答弁されたように本当に白老町の介護を守り、高齢者を守っていくためには、職員がそういう立場に立って今いらっしゃる、そのことを続けて、これから制度が先ほど言ったように変わって、介護度1、2が要支援に下りてきたり、いろんなことが起こるとしたら、そこは町民を守るという姿勢に職員に立っていただかなくてはいけないから、私はこういう質問をしているのだけれども、そういう認識でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私どもは、日々高齢者介護課として、国の制度はどうあれ、お一人お一人の被保険者の方、高齢者の方に向き合って、日々起こるいろいろな課題を解決し

ていくという姿勢自体は全く、国の制度は当然ございますし、国の制度を外れてというところは、それはできかねるところはございますけれども、ただそういった部分の制度の中で日々努力、町民の方に向き合って対応させていただいているという認識で、職員一同そういう考えの中で介護保険制度、それから包括もそうですし、そういった部分で仕事をしておりますので、この制度自体が、先ほどお話しさせていただきましたが、何か影響を与えて、その考え方に影響を与えるということはないと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。それを聞いて安心しました。もちろん見ていて職員の皆さん方が一生懸命町民のためにやっているということは事実でございますので、そこは十分分かっております。ただ、考え方としてそうなるのではなく、本当に町民のためにやるという今のような姿勢で今後もやっていただきたいと思います。

それで、介護保険制度、実際介護の社会化という答弁もありましたが、20年たった今、介護現場で介護労働者や専門職の不足、これが答弁にもありますように本当に深刻を極めていると。一時は多くの若者が介護福祉士、それからヘルパーの資格を求めて物すごくたくさん受けましたよね。例えば介護福祉士なんて何十万人という人が受けて、若者がこれから希望する職場だと20年ぐらい前に言われて、物すごく普及したわけです。それが現在は、もちろんコムソンの事件だとか、いろんなことがあったけれども、資格を取った人がほとんど介護の職に就かないという現状があります。何かもうそれが普通になっていると。人手不足は日常的になって社会問題化していると思うのだけれども、ここの原因は町は何だと思っていますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 今のご質問ですが、いろいろ原因としては複合的なものがあるかと捉えております。国のほうでは処遇改善ということで賃金等を引き上げるべく、そういった処遇改善の対応も取ってきましたし、ただそれが十分ではないという部分の中でそういった人材不足というところもあるかもしれません。それから当然職場環境という意味合いでなかなか厳しい状況といえますか、そういった部分があるとも考えております。実際にこれは計画の中でヒアリングの中でお聞きした話ですけれども、若い方が資格を取って介護ヘルパー、訪問介護をやる方がいらっしゃるときに、例えば高齢者の方のお家に行って家事援助というので料理を作るというようなところの中で若い方が高齢者の方の口に合う食事を作るというのはなかなか難しいというお話で、それでそういったところの就職先として身体介護とか、そういったところは福祉の気持ちで志をお持ちでやるが、家事援助という部分も当然ありますので、そういったところで二の足を踏むというようなところがあると実際の現場の方の声もお聞きしていますので、そういったいろんな複合的な、先ほどお話ししましたけれども複合的な原因の中で人材不足が深刻化してきて恒常化していると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私は介護報酬のマイナス改定というか、結果として

少しは上がっているのだけれども、上がる状況が少な過ぎる。要するに労働条件の大幅な切上げになっていないというこの部分、これが資格を取ってもどうにもならないと。現実的には職員は非正規やパートが多いと、これも事実なのです。だから、本当に専門的な専門職、それから介護労働としてのやりがいというか、そういうものが取り上げられてしまっているというような状況ではないのかなと思うのです。介護労働そのものが本当に命の再生産や生活援助、すなわち高齢や障がいにより困難が生じた人たちの生活の維持や生活の質の向上、本来そういう理念があって始まっているものだし、資格を取るときは必ずそういうことが、ADLやQOLをきちんと認識してもらってやるわけでしょう。

ところが、現実的には食事や排せつ、入浴などが援助の大きな柱、もちろん今言った家事援助もあるのかもしれないけれども、そういうものが細切りにされていっている。要するに一括して先ほど言ったように日常生活動作や生活の質を上げるというような仕事ではなくて、小間切れの仕事、一つ一つの仕事になっている。その結果どうなるかという、介護労働者が生活問題と主体的に向き合えないという状況が、初めと今はその差が物すごく大きいのではないのかなと私は思っているのです。多分課長の職場のケアマネジャーだとか、そういう方たちはきっとそう思っているのではないのかなと私は思うのです。ですから、このことを通じて本当に要介護者の人権保障、人間発達、本当に少しでも、例えば寝たきりであっても自立的な生活の保障を行うというような、本来からいったら単なる身体介護ではなくて様々なコミュニケーションを通じて人格に働きかける仕事、その人の潜在能力を引き出し、開花させるのが本来若い人たちを含めた介護労働者の仕事だと。そこがすっかりもうなくなりつつあるのではないのかなと思うのです。ですから、現状は介護報酬が低いことによる低賃金、流れ作業方式による能率だけを追求する介護労働、そして常勤換算方式が取り入れられましたよね。これによって完全に非正規とパートになったのです。専門職とは言っても、今介護福祉士の人だってパートだとか非正規雇用なのです。職員として仕事ができない。要するに介護労働に誇りを持ってないという状況になっているのです。このところを町だとかが働きかけて改善していかない限りここは解決しないのではないかなと思うのだけれども、今のことについてどう思いますか。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 先ほどのお話、事業所の方から現場の声としてお話をお聞きした部分でもございましたし、もともとはそういったか介護の気持ちといいますか、福祉の志を持って就職され、そういった仕事に入られた方においても、現場の状況でいえば決められた時間で、例えば訪問介護にしても短時間の中でしっかりとやらなければいけない。やることをやらなければいけないというところで、なかなか厳しい状況というか、流れ作業的にというか、時間の中できっちりやっただいているのは間違いないかと思いますが、報酬等の関係もありますし、自己負担で1割なり2割、3割ということで利用者の方からいただくものですから、仕事としてはしっかりとやらざるを得ないという、余裕のある状況にはないというところもあるかと思えます。

それで、なかなか労働状況も厳しいというところもありますし、あと制度自体がいろいろ変わってきていて、先ほど言いましたけれども、現場の介護に携わる方のモチベーションという

のですか、それが下がっていくような体制に今なっているかどうかというのは私もそこはちょっと答えられない部分もございますが、国としては地域ケアシステムという全体的な動きの中で、住民の方も巻き込んだ中で全体、介護保険の公的な部分だけではなくて住民の方も含めた、ボランティアとか、そういったことも含めた中で住み慣れた地域で暮らしていけるような体制を取っていくとだんだん移行をずっとしてきておりますので、ですから公的な介護保険の部分の縮小というか、小さくなってきているという部分は否定できない部分かと思っておりますので、そういった部分の全体的な国の流れがあるのは現状かと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。現実を見ると、3Kと言われる職場に変わってしまった。誇りを持って仕事ができる状況ではないという、そういうことから若者から敬遠される職場になってしまうと。これ実態はそうなのです。だから今課長が言われたように、ボランティアを含めて幾ら頑張っても、基本的な部分がきちんとしていないと、まだそこはこれから高齢化率は上がるわけだから。私は耐えられなくなると思います。ですから、役場の職員の方も施設の管理職や職員、それからヘルパーも思い描いている理想、要するにケアや入居の状態を判断して本当にしなければならないケア、これは実感しているのですけれども、現実の介護報酬ではなかなか難しいというのが私は実態だと思うのです。それはなぜか、今のように時間が小間切れにされるから。例えば訪問介護でいえば、要介護者のところへ行って仕事をする時間が1時間で、通う時間が1時間とか、ばかみたいな形になっている部分だってあるわけです。だからそういうことを本当に考えないと、必死で今努力している、そういう中で現状保っているというのが私は現状だと思うのです。

ですから、例えば町の老健施設を見たら、会計年度任用職員になって、幸か不幸か改善されたわけです。ですから、それでは私はまだ不十分だ。そういう中今言っているのは何かといたら、外国人労働者を入れる、これはうまくいっていないけれども、実際は何十万も入れる。それから、ロボット、ICT、AI、今日の報道にもあったけれども、確かにそういうものは援助にはなるのです。ただ、それだけではできないのです。だからこういうことを本当に改善していかない限り、もちろん国や道や全体の流れの中での町村ですから、うちらでやれなんていうことは難しいですから、それはよく分かります。ただ、そういう視点をどこに置くか。本当にロボットが入って、それは援助にはなるけれども、主体にはなれないのです。そういうことを本当に考えたときに、今介護労働者にきちんと職に就いてもらうこと、これを考えなければ駄目だと思うのです。

だからまちの施設だけを見ても先ほど言ったような状況です。ですから、他の市町村と違う形での人材確保の方法、これは今各市町村がずっとやっていますよね。またこれも競争になるのです。ですから、本当に白老町の介護の職場に、民間の職場を含めてですよ、来てもらえるようにするにはどうすればいいか。これは個々の介護の事業者だけではなくて、町がきちんと考える。もう一つは、いろいろなことがあったとしても、私は外国人労働者の導入はせざるを得なくなっていくだろうと思うのです。ですから、長期的な就業形態も含めて思い切った対応

策を取らないと駄目。小手先で、あそこまちがこうやってやったから、これだけやろうと、そういうことでは解決できないのではないかと思うのだけれども、そこら辺の見解。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） おっしゃるとおり、人材の確保においてはいろいろなまちで取組をしております。それで、それを議員おっしゃるように、例えばあそこのまちが支度金で介護の部分で支度金50万円出しているから、うちは60万円とかという、そういう話ではない根本的なお話かと思えます。そういった長期的な視野に立って、これからも2025年問題、それから団塊のジュニアの方が今度高齢者になるということで2040年問題とも言われておりますので、長期的に介護人材の不足というのは出てくる問題だと認識をしていますから、長期的な視野に立った中で、先ほどお話があったように若い方も含め、いかに介護の職に就いていただけるかという方策をしっかりと長期的な視野に立った中で考える部分、それから外国人の方たちを介護、実際に本州とかではやっていて、うまくいっている事例というのもございますし、そういった部分でいきますと、人口減の中でそういった介護の職に就いていただくというのは難しい問題というのはいろいろありますので、そういった部分をいかに就いていただけるかというところは、今言った外国人の労働者の方の部分も含めてしっかり町として考えていかなければいけないと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。最後にします。介護給付と保険料が先ほどからの答弁の中で、全国的にも給付費が約3倍、保険料は2倍強です。白老町の8期の保険料も6,004円と、こういうことで報告されています。ですから、現実的には国民健康保険と同じような状況になってきているのです。それは何かというと、2010年の厚生労働省の審議会の意見書に、1号保険料は5,000円が限界だと、これは国の厚生労働省の審議会で言っているのです。これは事実書かれていますから、私も持っていますけれども。実際には全国市長会でも国民健康保険の負担を現状の25%から当面30%、今利用者が50%で、25が国で12.5ずつが道でしょう。これは、介護保険ができる前は国が50の道と市町村が25ずつだったのだから、それが底上げになっているわけですから、これはまさに国庫負担30%にしないと運営できなくなると思います。厚生労働省が言っているも倍以上になってしまっているわけですから、5,000円は無理だ。もう6,000円ですよ、うちのまちは。ですから、国民健康保険のときも言ったけれども、町長、やっぱり町村会でも同じように、国庫負担、全国の市長が言っているのだよ、30%にきなさいと。だけれども、町村会は言っていないのだ。だから町長が先頭に立って北海道をまとめて、もう3期目ののだから、まとめて、30%にしてくれと。そして、介護人材確保のためにどういう施策を打てばいいか、どういう政策を持てばいいか、町村は、道は、国は。そういう提案を全国規模でしているぐらいの、3期目ですから、そういう姿勢に立ってこの介護問題はやるべきだと思うのだけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田彦彦君） 介護保険制度が20年たちまして、当時は私若者でよそのことのような

感じでやっておりましたけれども、40歳を過ぎてからだんだん自分事のように一年一年考えるようになりました。今大淵議員おっしゃるとおり、市長会が今申請というか、提案しておりますので、町村会としては今動いていないという、表立って動いていないのは事実であります。私もこの立場になってから、北海道町村会の委員会の中でも大きなテーマで、先ほどの厚生労働省の5,000円を超えたら当初の制度が成り立たなくなっていくという考え方は協議をしているのは事実なのです。ただ、抜本的な解決方法がなかなか見つからないというのも事実であります。私も先ほどおっしゃったとおり3期目で、いろいろネットワークもありますので、この辺は今言われたからというわけではなく、介護保険は町民にとっての大きなまちづくりの課題だと私も思っておりますので、私のできる胆振町村会のほうからまた声を出して、どうつながるかは今断言できませんけれども、声を出していきたいと考えております。

〔「副町長、人材確保で何か一言ぐらいないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今全体的な部分で町長が答えましたけれども、大淵議員から指摘があったように、やはり国の負担の部分の25%というのは当初の捉え方とは半分になっているようなところが、まず1つ大きな捉えとしてここはしっかりやってもらわなければ、本町もそうだけでも、ほかの市町村も含めて全国的に高齢化というのは進んでいくわけだから、その辺のところはただ単に、今市長会でやっているわけだけでも、本当に地方六団体がしっかりとした体制を組んでやっていかなければならない問題ではないかなと思っています。

それから、介護人材の捉え方については。私も最近身内がそういう状況の中にいるところで、毎日のように夜に時間を見つけて行っているときに、ヘルパー含めて本当に頭が下がるというか、大変な仕事だなということを改めて感じております。そういう中で報酬のありようが一つの、先ほどプライドだとか誇りだとかということも話がありましたけれども、そのところがしっかりと保障されない限り、プライドも誇りも生み出されていかないのだろうなと思っています。ですから、様々な自治体で支度金を出すだとか、奨学金を出すだとかやっていますよね。うちも、目先のことだけになるかもしれないけれども、社会福祉協議会のほうで資格を取るのに若干の補助をしたりしていますけれども、それだけではなくて、しっかりとした手当てをしていかなければ、うちのまちのこの状況を救うというか、しっかりとまちづくりをしていくためには必要なことだと強く認識しておりますので、その辺のところはこれからの福祉政策の大きな柱になると認識をして考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2項目め、財政状況について伺います。この問題については定例会のたびに取り上げてきましたが、今回で担当者も定年を迎えることですので、今までの上に立って質問いたします。

(1)、令和2年度の財政状況について。

(2)、今後の地方交付税、臨時財政対策債の変化をどう捉えているか。

(3)、行財政改革推進計画における令和3年度分の財政方針に対する考え方について。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「財政状況」についてのご質問であります。

1点目の「令和2年度の財政状況」についてであります。2年度の財政状況につきましては、特別交付税において約4,000万円、さらに約1億円前後の不用額が想定されることから、これらを勘案し、本年度の決算収支については概ね1億5,000万円から2億円程度の黒字額が見込めるものと考えております。

2点目の「今後の地方交付税、臨時財政対策債の変化」についてであります。普通交付税につきましては、国勢調査人口が基準財政需要額の算定単位として多く用いられることから、今後人口減少に伴い、普通交付税についても減少していくものと捉えております。特別交付税につきましては、過去3か年に管内で発生した災害復旧事業費が一定の割合を超えた場合に交付される「連年災」分、約1億4,000万円の交付が2年度で終了することから、特別の事情が無い限り、以降は平年ベースに戻るものと考えております。また、臨時財政対策債は、地方交付税の原資である国税の減収等により地方交付税の財源に不足が生じる場合に、基準財政需要額の一部を振り替える形で発行可能額が決定されることから、国全体の経済状況によって増減するものと捉えております。

3点目の「行財政改革推進計画における令和3年度分の財政方向に対する考え方」についてであります。3年度予算につきましては、行財政改革推進計画の取り組み姿勢にもあるように、財政規律の遵守と身の丈に合った財政運営を基本とし、経常経費における「要求上限額（キャップ）制度」の導入や財政上有利な起債の活用などにより、限られた財源の有効活用を図っております。また、公共インフラの老朽化対策などの町民生活に密接した事業の充実とともに、将来のまちづくりに視点を向けた事業にも取り組むことで直面する課題の解決と中長期的視点とのバランスにも配慮した予算編成としております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。財政健全化プランの最終年度を迎えて、あと十数日で7年にわたるプランが終了するわけですが、担当の大黒課長が本年度の予算概要の中にも一定限度総括的な文章が記されておりました。大黒課長は長年にわたって財政課長で、今年定年を迎えるということですので、7年間の総括とプランに携わった感想をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** まず、平成26年度からスタートしました現在の財政健全化プラン、プランのスタート当初は非常に財源的にも厳しく、かなり歳出も縮小して予算を執行していかなければならないというようなことで、町民に対してもかなりサービスを縮小せざるを得ないという状況の中でスタートしたところでありますけれども、期間の半ば、28年度ぐらいからですか、予想以上のある程度の歳入の確保ができた。それは、ふるさと納税であったり、あるいは、その後になりますけれども、地方創生の推進交付金であったり、あるいはアイヌ政策推進交付金、このような歳入の確保とともに、それから町税及び交付税も多少減少はしているものの大きな減とならなかったことが要因として、それなりの事業量の確保と、それから基金の積立であるいは起債の償還、これが順調に進んだということで、財政健全化比率についてもおおむね計画どおり、あるいはそれ以上の数値を出したということはこのプランをしっかりと遵守しながら進めてきたというところの効果が現れて、一定の財政の危機みたいところは十分解消されたという感想を持っているところであります。

○**議長（松田謙吾君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○**8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。ご苦労さまでございます。本当に長い間私も財政問題で随分やり取りをさせていただきましたので、財政がこうなってよかったなと思っています。そういう中で、今回の質問の答弁の中に特別交付税4,000万円、それから1億円前後の不用額と、こうなっています。今繰越金の残金が5,000万円ぐらいあるという状況です。特別交付金は4,000万円というのは、大体プラスで決まったという認識でいいのかな。そして、ほかにこれから、もうあと期間はほとんどないですけれども、プラスマイナスの歳入歳出というのは考えられるかどうか。5,000万円プラスすれば2億円ぐらい出るのでないのかなと私は思うのだけれども、そこら辺どうですか。

○**議長（松田謙吾君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** まず、答弁にありますように、特別交付税の4,000万円というのは、連年災ということで約1億4,000万円程度の交付が今年度で終わるということで、これはもちろん加味しているのですけれども、過去平成26年度から5年間の3月交付の平均を取ったときに3月交付分が2億8,000万円というような数字をある程度想定した上でプラス4,000万円というを出しているところであります。それから例年の1億円前後の不用額、それと大淵議員おっしゃったように、繰越金が今留保として約5,000万円ということでございますけれども、今後除雪だったり、これは分かりませんが、今想定されているのは病院事務長から話がありました追加の繰り出しというのも想定すると5,000万円全て剰余金に回るということはなかなか厳しいかなと考えておりますが、あるいは町税についても今回補正予算で整理しておりますので、そこら辺の上乗せというものもほとんど見込めないという状況でありますことから、あとは不用額が1億円になるのか、1億5,000万円になるのかというようなところの状況で2億円前後の数値になるというような見込みで現在はいるところであります。

○**議長（松田謙吾君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。基本的には剰余金の半分を最低財政調整基金に積むという形になりますよね。今回の補正で公共施設等整備基金に1億5,000万円積みました。これは、テクニックとしてここに積んでおくことが、剰余金が少なくなるから、財政調整基金に積む分が減るわけですよね。そういうことの関係で1億5,000万円というのは公共施設等整備基金に先に積んだのかどうかということ。それと、半額を積んだ場合、財政調整基金の残高ってどれぐらいになるのかなと思います。それと、もう一つだけ、減収補填債が2,577万円ですか、あったのだけれども、これはいろいろあって借りたのだと思うのだけれども、結果として借りたけれども、ある意味剰余金みたいな形になっているのかどうか。それと、ふるさと納税の最後の最終状況がどんな状況か、その点お尋ねします。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、公共施設等整備基金の今回の補正予算の1億5,000万円の積立ての件でございますけれども、ここの公共施設の基金は、これは少しでも余裕があれば積みたいという考えを持っております。今後も公共施設の老朽化対策、非常に多く今後も事業化していかなければならないと想定しておりますので、ここは幾らあってもいいといたしますか、余裕があるときにどんどん積んでいきたいというまずは考えの下に今回も積み増しているということと、基本的に決算剰余金を積み立てることで、2分の1という部分は積み立てることができるのは財政調整基金と町債管理基金、この2つでありますので、そこからまた一回取り崩して、積替えといたしますか、そういうことをできなくはないのですけれども、それをやらないということで年度途中の積立てはなるべく公共施設等整備基金に積み立てたいという考えで行っております。

それから、財政調整基金の年度末の残高見込みでありますけれども、現在12号補正後の財政調整基金は約10億4,000万円というお話をさせていただいたと思いますが、今まだ調整中でありまして、追加補正で新型コロナの臨時交付金のある程度精算を次の補正予算で行う予定であります。その中で、これまで新型コロナの国庫分の財源を一旦財政調整基金を取り崩して充てているという額と、それから1号補正になりますけれども、当初交付金がない中で約2,000万円程度の財源を財政調整基金を取り崩しているというようなことで、それを今回全て財政調整基金に繰り戻すということを考えておまして、それが約1億1,000万円ありますので、それを入れますと約11億5,000万円、2年度末の見込みがそのぐらいの数字になろうかなと思いますし、なおかつ仮に2億円の決算剰余金が出ればプラス1億円が積み増しされるというような状況になろうかなと思っております。

それから、減収補填債の件でございますが、これにつきましては12月会議において私はあまり借入れは考えていないというようなお話をさせていただいたところでありまして、この辺につきましてはちょっと認識不足なところもありまして、そこはおわび申し上げたいと思っております。今回の減収補填債はこれまでの減収補填債とは違って、コロナ禍における減収分を国のほうである程度それを補償するというような考えの中で国の政策によって打ち出されたものであります。今回通常の対象費目のほかに都道府県の部分も含めて7つの交付金を対象にしたということで、本町においては4つの交付金でありますけれども、揮発油譲与税と、そ

れから地方消費税交付金とゴルフ場利用税ともう一つありました。すみません、その4つなのですけれども、その減収分の積算が実は、2年度の交付税はもう既に決定されているのですけれども、その基準財政収入額、4つの交付金に係る基準財政収入額が元年度の交付額にある程度増減率を掛けて2年度の見込みというのを出しているのです。その元年度に対する見込額というのがコロナ前の考え方で求めているものですから、実際は多く見積もられている。実際2年度の実質交付分より多く求められているために、基準財政収入額が増えているということは交付税が減っているということなのです。そこ分の差額を減収補填債によって上乘せして、なおかつその75%を今後の基準財政需要額に含めるという国の政策ということでもありますので、これは北海道とも協議した中で、借りるべきだというようなことから今回このような補正になったということでございます。

それから、ふるさと納税につきましては、先日企画課長のほうからもお話がありましたとおり、昨年よりもプラスということでもありますけれども、なかなか4億円には厳しいかなという状況でありますけれども、3億9,000万円前後の寄付額になる見込みであるという押さえてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もう一点だけ簡単に、プランの健全化指標である実質公債費比率13.2%と将来負担比率、これはもうとっくにいつてしまっているのだけれども、これの予想で結構です。令和2年度が締まった段階でどれぐらいのところまでいきそうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 実際のところ2年度の決算見込みによってこの数字をはじいているわけではございませんけれども、ある程度の想定といたしましては、実質公債費比率については13%台で13.2%前後というところは想定されているところでありますし、将来負担比率については恐らく50%を切るのではないかなというような想定をしているところであります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。臨時財政対策債について今年の方でちょっとお尋ねしたいのですけれども、伸びが全く国の伸びと同じなのですよね、白老町の伸び率。国の伸び率が実際に74%で、計算してみたら白老町も同じなのです。臨時財政対策債というのは、そういう形での採択と言うのかどうか分からないのだけれども、国で上がった分だけ市町村で全部上がるという、そういう計算でいいのかどうか、去年との関係でいえば。それが1つと、もう一つ、今までは予算の概要に国の地方財政計画のことが載っていたのですけれども、今年は載っていないのですけれども、文書ではあるのだけれども、今までたしかトップに地方財政計画の状況と出ていたような気がしたのだけれども、そんなことはなかったですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、臨時財政対策債の関係でございますが、実際臨時財政対策債の額の決定につきましては普通交付税の算定のときに行われるということになっておりまし

て、あくまでも普通交付税を算定する上で臨時財政対策債分がある程度基準財政需要額から差し引かれて交付税を出すというような計算になっておりまして、その計算方法については単純に国の率を掛けるというようなことではございませんが、現実問題として最終的な結果としてはどこの自治体もある程度同様などころでの国の率に沿った形で算出されるというような内容になっていると認識しております。

それから、予算の概要のところの地方財政計画の部分については、私も数年関わってございますけれども、地方財政計画の表みたいなのというのは特につけているわけではなかったかなという記憶でおります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何で臨時財政対策債のことを聞いたかといったら、10億円の枠がありますでしょう、今年から起債の借入れの10億円の枠。当面臨時財政対策債が増えれば事業分は減りますよね、起債の発行で見れば。しかし、それは10億円の枠の中で縮んだりするわけです。事業費の分の起債の枠は減るわけです。実際はその中で吸収するのだけでも、結果として見たときに臨時財政対策債が増えれば収入の総額は増えるから、事業予算としては10億円の範囲で組めるというような、そういう理解になるのか。そのところが、臨時財政対策債を発行するのがどれだけ市町村に有利なのかということがよく分からないのはそこから辺なのです。だから10億円の枠の中で吸収したり膨張したりするというのは分かるのだけでも、それによって事業費が動く、その中で臨時財政対策債が増えれば総収入が増えるから、事業予算では変わらないという、そういう理解なのか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、臨時財政対策債と10億円の枠というのはまずは別に考えていただきたいのですが、まず臨時財政対策債はたしか平成13年から始まった制度だっただと思っておりますけれども、それ以前は全て交付税で賄っていたということで、その財源が厳しくて、地方との折半ルールということで、一部を地方債に振り替えて、その財源手当てについては後年度に国が持ちますという制度でございます。ですから、本来であればこれを発行せずに全て国が交付税として交付していただければ、本来はそのような財源だということ、まずはそういうことでございます。起債に振り替えたときに、本町の10億円、これまでは7億5,000万円ですけれども、その中に内在するという考えを持っておりますので、仮に7億5,000万円のうち臨時財政対策債が3億5,000万円であれば、事業に充てる起債は4億円しかないというようなことになります。今後新たな計画の中で10億円としておりますがそれも考え方は踏襲しております。ですから、あくまでも臨時財政対策債が大きくなれば事業に充てる起債は少なくなるということになります。

しかし、果たしてそれと今後やらなければならない事業のバランスがどうなのかという部分は絶えず見極めていかなければなりませんし、今回コロナ禍における国の税収減に伴う措置ということで臨時財政対策債が非常に増大したというようなことが一時的であれば問題ないのですけれども、これがずっと続くようであれば、10億円の枠という部分を今後どうしていかなければ

ればならないかというのは絶えず検討を加えなければならないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。何か分かったような分からないような話なのだけでも、どうしてかという、臨時財政対策債が増えるでしょう、今年のように増えるでしょう。そうしたら、事業費は4億円ぐらしかなくなるのです。4億何千万円しかなくなるでしょう。けれども、臨時財政対策債を借りるわけだから、収入は増えるわけです。収入が増えるというのはおかしいけれども、増えるでしょう。それで事業をやればいいとはならないの。今の話では、事業予算が少なくなるというふうな押さえを私はしたのだけでも、起債を借りても実際使える金額は来るわけだから、8億円なら8億円来るわけだから。臨時財政対策債の金をそれを事業に使うということはできないのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） あくまでも臨時財政対策債の財源は一般財源という扱い、いわゆる交付税と同じという考えなのです。ですから、そこは起債で借りますけれども、財源的にはそれを事業費にというよりは交付税として何に充ててもいい財源になると。それを最初から交付税のプラス要因として予算化しておりますので、その部分が増えるとか、増加するとかという考えではございません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。そこは分かった。そうすると、逆に言うと臨時財政対策債が増えた分だけ起債発行額を多くしないと事業費は縮小されてしまうよね。そこら辺は、先ほどちょっと考えなければ駄目だとそのことで言ったのだと思うのだけれども、そういうことですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 例えば本来10億円で、当初のある程度の見込みでは臨時財政対策債を2億円程度、事業は8億円の起債を借りて事業をするという想定で10億円としております。これが逆に臨時財政対策債が4億円となれば、6億円しか事業ができないということになります。これが今後やらなければならないことがどんどん出てきたときに6億円で足りるのですかというところを考えなければならないということと、逆にそれを8億円にしますといたら、10億円ではなくて12億円になりますよね。12億円になったときに公債費がどのくらい増えるのかと。もちろんその部分の一部は基準財政需要額で返ってくると、交付税に入ってくるとはいつでも満額ではありませんし、そこを今後そのバランスをどう見るかというのは傾向をある程度見ないとその辺の見直しもすぐはできないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは、ちょっと矛盾があるなと思います。そこで、病院建設による起債は10億円の枠には入れないという考え方でいいのですよね。そして、一応病

院のスケジュールが出ましたから、何年度から発行して、現在考えていなかったらいいのですが、考えているとしたら、予定発行額をどの程度と試算していますか、病院の建設に対して。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、病院の建設に係る起債については、この10億円の中に入れております。というのは、今後白老町の持続可能な財政運営を行う中では、金のなる木を持っているわけではございませんので、あくまでも限られた財源の中で病院もやるということになりましたので、そこはそこでやっていただく。ということは、逆に何かを我慢するのですとか、あるいは先送りするということは当然出てくるというようなことで考えております。

それから、もう一つは借入れの額でございますが、これにつきましては現在事業費が固まっておりますので、いつ借りる、どのぐらい借りるのかというのは現在お示しすることはできません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 私の認識がちょっと違ったかもしれない。病院の起債の枠は、10億円の起債の枠の中に病院は入れないと私は思っていたものだから、入れるのであれば今年の8億円を含めて全部分かりました。そこは、そういうような形での予算を組んでいくと同時に今の臨時財政対策債の議論はきちんとしておかないと、町も臨時財政対策債の方向を出さないと、病院をやるとしたら、臨時財政対策債が増えたら病院をやったああと何もできないということになります。ですから、そここのところは方向としてきちんと考えないといけないだろうと思います。病院が10億円の枠となれば、例えば基金で考えた場合、毎年政策予算の部分は個々の事業予算は目的基金から取り崩されますよね、全部。財政調整基金は、今の答弁では12億円ちょっとぐらいになるかもしれませんが、少なくとも10億円はキープするとなる。そう考えたら、あとは町債管理基金が今8,000万円だけれども、これは毎年1,000万円ずつ積むと。そうしたら、あとは公共施設等整備基金なのです。町債管理基金と公共施設等整備基金の部分で、例えば当面あと二、三年の中で大きく、病院が10億円の枠の中に入ってしまふからあれだけれども、この2つの基金で大きく運用するようなことを考えることがありますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、先ほど病院建設の話が出ましたので、もちろん10億円の中で起債の枠ということは考えておりますけれども、それで今大淵議員がご心配されているとおり、臨時財政対策債がさらに増えてということになれば何もできないということになりますので、逆にそのための基金だと考えております。公共施設等整備基金についても、もちろん今いろんなところで活用させていただいておりますが、それを病院に使うということも別に駄目としているわけではありませんし、財政調整基金もしかりですけれども、私どもの考えではあくまでも一定の額はキープしなければならないのですけれども、それを上回る額についてはそれはきちんと事業に充てていくということもすべきだと考えておりますので、起債の額と同時に基金もうまく活用しながら、大型事業に対してはうまく財源手当てをしていかなければならな

いと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。最後にします。基本的にはまちの財政の基礎は、基本は借金と貯金、すなわち起債と財政調整基金をどう考え、それから政策をどう反映させるかということだと私は思っています。それで、今回の財政健全化プランから行財政推進計画となったわけですが、基本的には私は財政危機からは脱却した。もちろん安心できる状況ではないけれども、脱却したというような認識に立っています。そういう中で、私は病院のものが10億円の枠の中だと思ってつくってきたから、ちょっとあれなのだけれども、要するに8年間で10億円という起債を借り入れると、10億円の枠でずっといった場合に、例えば最終年度は10億円借りて12億円返すということになるのです。そういうものが常態化すると。ですから、結果として財政が縮小していく中で本当にこれでいいのか。例えば町債管理基金を運用してここで別枠で下げるだとか、起債の残高を減らすだとかということを含めて考えないと本当に実質公債費比率はあまり下がらないですよ、これでは。大変なことになると思うのです。ですから、枠を増やせということではなくて、仕事は大変なのだけれども、10億円の枠の中で、私は8億円にしたほうがいいのかとっていたのだけれども、病院がそうなるのであれば、そこでの臨時財政対策債との関係を含めて起債の借り方をよく研究して、早く方針を出してほしいと思うのです。そうでないと病院をやるときになかなか大変な状況になっていく。臨時財政対策債が増えたら、本当に大変になってしまうと思うのです。ですから、そういう方向づけを早く出すべきだと。同時に実質公債費比率を少しでも下げるという考え方で、病院を建設しながらでもそういう考え方でいくのかどうか、そこら辺を伺って私の最後の質問とします。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） もちろん実質公債費比率を今以上に下げるということは絶えず念頭に置きながら仕事はしなければならぬとは考えておりますが、ただ今回大型事業がかなり続くようなこの期間は、私はそこは非常に厳しいところかなとっております。ですから、そこは実際事業を実施すれば一気にね上がると思っております。しかし、その後です。その後、それが終わってもほかはやらなくていいというわけではないので、まだまだやらなければならない事業はたくさんありますけれども、そういう中であっていかには、10億円ができれば8億円になればいいでしょうし、逆に大淵議員が言われたように、町債管理基金からの取崩しによる繰上償還だったりということも併せながら、最終的には公債費比率を下げ、安定した財政運営ができるような体制に持っていかなければならないということは当然ですし、我々職員もその辺を認識して今後事業をやっていかなければならないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 課長のほうからる説明がありましたけれども、今後病院はもちろん今目の前にあるほか、庁舎の問題もあるし、そのほかの公共施設の問題もある。そういう中でどういう財政出動をしていかななくてはならないかということは、十分考えた中でやっていかなければならないだろうと思っております。ですから、実際に大淵議員からあったように、起債

の借入れについてもどう借入れをしていくのかということもお示ししながら、その辺の議論をしていかなければならないのではないかなと思っています。やはり身の丈に合った財政でいかななくてはならないわけですから、その辺のところを今ある町債管理基金だとかというところの使い方も含め、財政調整基金もそうですけれども、そういう使い方も含めて十分研究しながらいかなければ、今の町の状況でこれから建設を含めてやっていくときには非常に重たい負担にならないようには十分考えてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって日本共産党、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。